

熊本県社会福祉審議会条例の改正について

国の動き

- 国は平成28年5月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第6次地方分権一括法）の施行により、社会福祉法の一部を改正。
- 障がい者福祉（身体・知的・精神）に関する一体的な議論・施策の実施に資するため、地方社会福祉審議会において、精神障がい者福祉に関する事項を調査審議できることとされた。

社会福祉法

◆第7条第1項

社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、【中略】社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

◆第12条第1項

第7条第1項の規定にかかわらず、【中略】条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

法第12条第1項に「及び精神障害者福祉」が追加
→ 条例で定めれば、精神障がい者福祉に関する事項の調査審議が可能となった

本県の対応

- 近年、精神障がい者福祉を含む複合的な課題（障がい者の高齢化、精神障がい者の地域移行、虐待や生活困窮など）が顕在化・問題化しており、また、国が推進する「地域共生社会の実現」に向け、あらゆる生活上の困難を抱える人に対する支援体制の構築が求められている。
- こうした課題や動きに対応するための施策立案・進行管理等に当たって、熊本県社会福祉審議会において横断的な調査審議を行う必要があることから、熊本県社会福祉審議会条例についても、精神障がい者福祉に関する事項を調査審議することができるようにするための改正を行う。
- これにより、いわゆる「3障がい」を網羅でき、高齢・障がい・児童の社会福祉サービス全体に関する、横断的かつ一体的な調査審議が可能となる。
（※条例案を熊本県議会平成31年2月定例会に提案予定。）

熊本県社会福祉審議会条例

【現行】

◇条例第5条

審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

【改正後】

◇条例第5条

審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。

第5条を改正

熊本県社会福祉審議会 構成図

H30条例改正関係

